# 東京家裁書記官・調査官に訊く
## ― 少年部 編 ―



2009年から始まった「書記官に訊く」シリーズ。今回はその続編として，少年事件を取り上げ，東京家裁の書記官及び調査官に取材を行い，裁判所の視点から付添人に求めることを語ってもらった。

少年事件は，成人の刑事手続と異なる手続が規定され，独特の運用も少なくない。少年事件は，調査官の関与が特徴的であるため，書記官のみならず，調査官にもお話をうかがった。

今回の特集は，付添人業務を遂行する上での手続の説明と共に，書記官及び調査官からの忌憚のない意見やアドバイスが詰まっている。

いざ少年事件に直面したとき，本誌が会員一同の充実した付添人活動の実現に役立てば幸いである。

編者にとって，裁判官面接をもっと積極的に活用して欲しい，というメッセージが非常に印象的であった。

（伊藤 敬史，山添 健之，岩﨑孝太郎）

CONTENTS


1　付添人選任届の提出
2　国選付添人の選任
3　観護措置手続
4　記録の閲覧・謄写
5　審判までの調査
6　審判準備
7　審判期日当日
8　審判後
9　検察官関与事件についての留意事項
10　被害者等の記録閲覧謄写請求
11　最後に


## 1　付添人選任届の提出（資料①参照）

### (1) 提出時期

付添人選任届は，少年が家裁に送致された後に，送致先の家裁に提出してください。少年の送致日については，捜査機関に確認してください。

捜査機関に確認したところ，その日のうちに送致されると判明したが，都合により，あらかじめ付添人選任届を提出したいというような場合には，東京家裁9階の少年訟廷事件係（以下「事件係」といいます。）に御相談ください。

なお，被疑者国選弁護人が選任されている場合については，東京家裁と東京三弁護士会との間で，東京家裁に対し，当該弁護士が引き続き付添人として就任する意思があるか否かについて，連絡書を家裁送致予定日の前日に提出していただく運用となっています。しかしながら，連絡書の提出がない場合があり，その場合には，当該弁護士に対し，家裁送致後における付添人就任の意思を確認するため，電話等により照会をさせていただいているわけですが，円滑な事件処理のためにも，弁護士の方からの連絡書の事前提出を励行していただきますよう御協力をお願いします。

### (2) 提出先

送致当日は事件係に，送致の翌日以降は係属部係書記官室に提出してください。

### (3) 付添人選任届

付添人選任届については，次の点に御留意ください。

ア　宛先は，東京家庭裁判所です。捜査機関宛のものが時々見受けられます。

イ　表題は，「付添人選任届」です。「弁護人選任届」となっているものがあります。

ウ　事件名は，送致の時に変更されていることがあります。提出される際に確認してください。

エ　付添人の押印を忘れないでください。

オ　付添人事務所の所在地，連絡先電話番号を必ず記載してください。

カ　付添人は3人までです（少年審判規則14条1項）。裁判所の許可を得れば4人以上選任できると誤解されている場合もあるようです。

キ　付添人選任届に少年の署名押印を得るために裁判所において少年と面会をすることを希望される場合には，その旨事件係に申し出てください。裁判所の職員が少年に選任届の用紙を渡し，少年に署名押印を求めます。付添人に少年との面会をしていただくのは，この手続の後ということになります。

**【資料①】**

平成　　年（少）第　　号

付　添　人　選　任　届

東京家庭裁判所　御中

少年　　に対する　　保護事件について，弁護士　　を付添人に選任いたしましたから連署の上お届いたします。

平成　　年　　月　　日

選任者（少年・保護者）

付添人住所

電話番号

付添人

＊東京家庭裁判所提供

### (4) 付添人受任に当たっての留意事項

少年審判は，通常，観護措置決定後3週間から4週間までの範囲で審判期日を入れることになります。少年の心身鑑別や調査には相当な時間が必要であることから，現実には3週間未満で期日を開くことは困難ですし，特別更新がない限り4週間は超えられません。審判期日までには，記録を閲覧し，少年や保護者と面会し，裁判官や調査官との打合せを行う必要があります。受任段階で十分に予定を確認して，担当書記官と連絡を取り合い，期日等のスケジュールを調整しておいてください。

## 2　国選付添人の選任

国選付添人が選任されるのは，

①検察官関与事件（少年法22条の3第1項）

②観護措置がとられている一定の重大事件で，裁判官が付添人を関与させる必要があると認めた事件（同第2項）

③少年審判傍聴申出事件（同法22条の5）

ですが，このうちの②の場合については，東京家裁では，できるだけ観護措置決定当日に選任手続を開始するように運用されています。

## 3　観護措置手続

### (1) 手続の流れ

東京家裁に少年の身柄が送致されるのは，通常は午後1時過ぎ頃です。観護措置当番の裁判官が記録を検討した上で，午後2時頃から観護措置の審問手続が開始され，午後4時頃までには少年鑑別所に向けて押送できるよう努めています。

なお，観護措置審判の前に，裁判官が特に必要と認めた事案については，調査官が面接調査を行うことがあります。例えば，低年齢，妊娠中，精神疾患の疑い，家出中の生活の乱れ等の事情により心情が不安定になっており，観護に留意が必要と考えられる場合や，連絡先等を含めて帰宅先の状況が明らかでないために一時帰宅を検討する際の情報が必要な場合などです。

### (2) 少年，裁判官，調査官との面会

観護措置の審判の前に，少年や調査官又は裁判官との面会を希望する場合は，早い段階で，事件係に希望をお伝えください。

事件係では，付添人選任届や意見書等の受理，その他の手続の受付のほか，少年との面会を希望される場合には面会場所への御案内等も行っています。

なお，少年との面会希望の申出が遅れて観護措置手続あるいは少年の身柄押送事務に支障を生じるおそれがある場合には，面会をお断りする場合がありますので，御了承ください。特に，観護措置決定がされた後に家裁内で少年と面会することは，速やかな押送手続に支障が生じることとなるため，御遠慮ください。

### (3) 観護措置手続に関する意見書

観護措置に関する意見書を提出する場合，観護措置の必要がないこと，特に「心身鑑別の必要」がないことに関する意見を具体的に記載していただく必要があると思われます。抽象的に「少年の将来に影響がある」などと記載されても，裁判官の判断に影響することにはならないでしょう。

また，少年の病気を理由として観護措置が不適切であるという意見を述べられる場合であれば，少年の具体的な治療状況及び治療の必要性（処方薬等も含めて）を記載するとともに，少年鑑別所ではその治療を行うことが不適当であるということを記載していただきたいと考えます。このような記載があれば，仮に観護措置決定を行うこととした場合でも，少年鑑別所に対して，少年の健康状態等をより的確に伝えることが可能になります。

### (4) 観護措置決定がされなかった場合

保護者には，速やかに東京家裁へ来庁していただき，その日のうちに少年を引き渡す扱いとしています。その際，保護者から，身柄引受書（連絡先を明らかにし，審判期日の呼出しに応じることを誓約する内容のもの）の提出を受けています。事案によっては，いったん付添人に引き渡した上，付添人から保護者に送り届けてもらう場合もあります。

### (5) 観護措置の取消しの申立て

観護措置の取消しの申立ては，観護措置取消決定の職権発動を促すものとされており，係属部係に申立書を提出していただくこととなります。

申立書の内容を裁判官が確認し，取り消さないと判断した場合は，その旨を付添人に連絡します。

【資料②】

**付添人による閲覧謄写**

東京家庭裁判所少年部

| 受　　付 | 少年訟廷事務室記録係（9階） | | |
|---|---|---|---|
| 閲覧謄写人 | 付 添 人 | 弁護士事務員 | 司法協会 |
| 必要書類等 | ・付添人の印鑑<br>・付添人選任届<br>（既に提出されている場合を除く。） | ・付添人の印鑑<br>（閲覧・謄写票により申請する場合）<br>・付添人選任届<br>（既に提出されている場合を除く。）<br>・付添人から閲覧謄写を委任されたことを証する委任状その他の書面<br>・本人確認ができる運転免許証等の書面<br>・事務員の印鑑 | ・司法協会に対する謄写の依頼は，8階の司法協会で必要な手続を行ってください。 |
| 実 施 場 所 | 閲覧謄写室（9階）又は書記官室（2, 10, 11階）<br>（コピー機による謄写は閲覧謄写室）<br>※閲覧又はカメラ（デジタルカメラ等）による謄写の具体的な実施場所は，記録係に御確認ください。 | | |

【参考】コピー料金　20円／1枚（カラー 80円／1枚）　司法協会　45円／1枚（カラー 110円／1枚）

平成23年4月21日現在

取消決定を行う場合は，取消決定謄本を少年鑑別所に送付し，付添人又は保護者に少年鑑別所に来てもらい，少年を引き取ってもらう例が多いのですが，裁判所に押送された少年に対して取消決定をする場合は，裁判所で少年を引き取ってもらうこともあります。

なお，学校の受験や，親の葬儀等を理由に取消しが申し立てられた場合，必要な日数だけ観護措置を取り消し，受験や葬儀の終了後に再度観護措置決定をするということも行われています。

取消しの申立てについて，裁判官が速やかに判断をするために，例えば受験であれば受験票のコピーであるといった，事実関係を確認できる資料を添付することが望まれます。

### (6) 観護措置決定に対する異議申立て

観護措置決定に対する異議申立ては，雑事件として立件されることになるため，事件係に申立書を提出していただく必要があります。事柄の性質上，速やかに合議体を構成し，判断するよう運用されており，この判断は時間外や休日であっても行われることになります。したがって，申立てをした付添人は，夜間，休日における連絡先及び連絡方法を申立書等に記載していただくか，事件係に申し出ていただくようお願いします。

異議申立てを認容する場合は，決定謄本を付添人に送達し，併せて決定謄本を少年鑑別所に送付した上で，付添人又は保護者に少年鑑別所に来てもらい，少年を引き取ってもらう扱いになっています。

## 4　記録の閲覧・謄写

### (1) 閲覧・謄写の申請方法（資料②参照）

記録の閲覧及び謄写の申請は，東京家裁9階の少年訟廷記録係において手続をしていただきます。

記録の閲覧・謄写申請に当たっては，事前に担当書記官に連絡をし，閲覧又は謄写ができる日時等を打ち合わせていただくことが望まれます。事前の連絡なく来庁された場合，裁判官又は調査官が記録を使用しているようなときは，すぐには対応できないこともあります。

また，法律記録の謄写については，裁判所の許可が必要となりますが（少年審判規則7条），申請後直ちに謄写の許可を得ることは困難な場合が多く，当日中の謄写を依頼されても無理な場合がありますので，余裕を持って謄写申請を行ってください。司法協会などの業者に謄写を依頼する場合には，業者側のスケジュールの都合等もありますので，余裕を持った計画を立てられるようお勧めします。

なお，社会記録については，閲覧はできますが，謄写は認められていません。

**(2) 閲覧と謄写の違い**

謄写は，コピー機による複写だけでなく，筆記，パソコンによる書き写し，カメラ撮影なども含まれます。付添人の謄写には裁判所の許可が必要なため，閲覧中にこれらの謄写行為を行うことはできないことに注意してください。

**(3) 事件記録の取扱い**

事件記録は代替ができないものですから，汚損，紛失等の事故がないよう，細心の注意をお願いします。特に，事件記録の綴りを取り外すことは紛失の元となりますのでおやめください。また，事件記録の汚損等の事故が起きた場合には，速やかに書記官に申し出てください。

**(4) 事務員による謄写**

弁護士事務所の事務員に謄写をさせる場合，どの書類の謄写が必要なのか，事務員が把握していない事例が見受けられます。事務員に指示を出す際は，謄写範囲を明確にするように心がけてください。

**(5) 謄写申請の前に閲覧を**

付添人になった後，早い段階で法律記録を閲覧することが望まれます。法律記録を謄写したもので事案の検討を行おうとしても，関係者のプライバシーに深く関わる書面等は少なからず謄写が許可されていないということもありますし，謄写の必要がない部分までコピーしてしまうというような無駄を省くこともできます。

## 5　審判までの調査

**(1) 調査の対象等**

審判のために必要な情報を獲得するために，調査を行っています。

調査官の調査は，「社会調査」と呼ばれ，要保護性（再犯可能性，矯正可能性，保護相当性）を明らかにすることを目的に，行動科学の知見に基づいて情報を収集し，整理していくことが求められます。少年・保護者が中心的な調査対象であり，面接を行っています。事案によりますが，少年・保護者（実際に面倒をみている者を含む。）のほか，必要に応じて，離婚した親，雇用主（予定者も含む。），保護観察中や児童相談所の指導中であれば保護観察所・児童相談所に対して，面接，書面，電話等により，調査を行っています。

事案によっては，少年に対して心理テストを実施したり，社会活動への参加を求めるなどの教育的働きかけを行い，それらの結果も踏まえて調査をしています。また，希望する保護者に対して保護者会や親子合宿への参加機会を提供して問題解決の可能性を積極的に探るような調査も行っています。

**(2) 学校への連絡**

少年の在籍校等の学校への連絡については，一律のルールがあるわけではありません。

事案にもよりますが，特に簡易な情報収集手段によることが相当と考えられる場合には，学校長宛の書面照会を行わないこともあります。その際は，家庭に保管されている過去の通知票の提出や，担任教諭からの情報提供等をお願いすることがあります。

**(3) 一時帰宅中の少年の調査**

観護措置がとられていない場合，少年・保護者等に裁判所に来てもらって調査を行うこととなります。少年・保護者のみで来庁する場合がほとんどです。中には調査対象者を案内して一緒に来庁される付添人もいらっしゃいます。その場合，調査の冒頭だけ付添人が同席し，調査対象者の不安を和らげるような働きかけをされたり，示談の進行状況等を説明されているようです。

**(4) 調査官面接**

調査官は，原則として審判の2日前には，裁判官に処遇意見の付された少年調査票を提出します。ですから，それ以前に頂いた情報については調査官の意見形成の参考になります。付添人からは，審判の場を含め，様々な情報を頂くことになりますが，早めに対応いただけると参考にしやすいということになります。

**(5) 鑑別意見の提出**

少年鑑別所からの鑑別意見は，通常，土日を除く審判の4日くらい前に提出されます。

**(6) 調査官の視点で付添人に望まれること**

調査開始の早い段階で，付添人の視点から見た少年の問題点や資源，被害者対応の進捗状況や予定を伝えていただけると，より充実した調査が可能となります。

また，少年・保護者への働きかけによって，良い変化が得られたという情報は，要保護性の把握について重要なものであり，その都度報告していただけると参考になります。

被害者対応について，社会常識にかなった謝罪の仕方を知らない少年や保護者も存在するため，付添人として適切な指導を行っていただくことの教育的意味は大きいものがあります。また，少年の処分が決まった後であれば謝罪に応じるという被害者もいるため，その場合は，審判後であっても，適切な指導を行っていただけると教育的であると思われます。

なお，付添人意見を提出される前に，事件記録の閲覧及び謄写をされることと思いますが，事件記録から得られた情報の管理及びその利用については十分に御配慮ください。

少年保護事件においては，適正な処遇選択のため多くの情報が必要とされる反面，その秘密の保持が強く求められます。特に，被害者等に関する個人情報や関係諸機関からの報告書等に記載された情報については少年や保護者等に流出することによっ

て無用なトラブルが発生することが懸念されます。ひいては，被害者等や関係諸機関と裁判所・付添人との信頼関係が損なわれてしまうような事態も予想されるところです。

ついては，閲覧・謄写によって得られた資料，例えば学校照会書や学校長からの上申書等は，少年本人や保護者には記録の閲覧・謄写が原則として認められていないという規則７条１項の趣旨を御理解いただくと共に，付添人に対する謄写許可が少年や保護者の閲覧謄写許可を含むものではないということにも十分御配慮いただいた上での活用をお願いします。

## 6　審判準備

### (1) 付添人意見書の提出

審判に向けた最終の付添人意見書の提出は，調査官の意見を確認してから提出することをお勧めします。調査官の調査票の内容が確認できるのは，審判期日前日となることもあります。タイトなスケジュールになりますので，あらかじめ担当調査官とはこまめに連絡を取り合っていただくことをお勧めします。

意見書の提出に当たっては，担当部係にファクシミリ送信して裁判官に意見を伝えていただき，審判期日に意見書の原本を持参していただくことで差し支えありません。

### (2) 証拠の提出全般

少年審判は，起訴状一本主義が適用される刑事裁判と異なり，家裁送致と同時に捜査機関から証拠書類や証拠物が送付されます。そのため，裁判官は審判前に全部の証拠を見ています。

したがって，付添人としても，事前に提出できる証拠は事前に提出をしてください。特に，審判では時間的な制約があるため，取調べが必要な証拠物の提出を考えている場合には，事前に相談していただくことが不可欠となります。

### (3) 書証の提出

書証については，刑事事件と異なり，甲号証，乙号証あるいは弁号証という分類はありません。一般的には，意見書の添付書類とすれば足り，独立の書証として番号を付する必要まではないことがほとんどです。

書証，意見書の添付書類は，A4版でそろえた上，綴りしろとして左余白を３センチメートル程度とることを励行してください。

### (4) 証人尋問の申出

証人尋問の申出をする際には，尋問事項書の提出が必要となります。なお，少年審判では，期日外尋問を行うことが少なからずありますが，その場合，少年の立会いが難しいこともあります。

### (5) 裁判官面接

付添人から申入れがあれば，基本的に裁判官は面接に応じています。また，裁判官から付添人に対して面接希望が伝えられることもありますので，この場合は可能な限り協力してください。

### (6) カンファレンス

少年事件では，「カンファレンス」と呼ばれる，裁判官，調査官，書記官その他関係者が集まり，調査

や審判に関する打合せを行っていますが，最終的なカンファレンスは，審判の前日に行われることが多いようです。

**(7) 示談交渉における留意点**

被害者の被害感情が激しく，加害者に対して住所等の個人情報は一切秘匿するという申出がなされているケースは少なくありません。このような場合に，ごくまれにではありますが，少年の付添人弁護士から示談交渉の申入れ書面をいきなり送りつけられた，裁判所は情報管理もできないのか，とお叱りを受けることがあります。

少年の更生のためには，示談交渉はとても大事なことではありますが，被害者への配慮についても十分御留意いただく必要があります。事案に応じた対応を検討する必要があると思われますので，示談交渉を始める前に裁判所と協議されることをお勧めします。

## 7　審判期日当日

**(1) 審判の出席者**

保護者は，審判期日に呼び出す必要があります（少年審判規則25条2項参照）。なお，身柄事件の場合，保護者は裁判所において審判の前後に少年と面会することはできません（付添人は面会可能です。）。

少年や呼出しを受けた保護者以外でも，相当と認める者については裁判所の許可を得て出席することができます（同29条）。裁判官が許否の判断を行うに当たっては，少年のプライバシー保護の観点や，少年のためになるかどうかという観点から個別具体的に行われるので，事前に裁判所に連絡をしてください。過去に許可されたケースでは，少年の親族，学校の先生，雇主などが多いようです。

**(2) 審理手続**

ア　少年その他の出席者への質問について

少年やその他の出席者に対して，どのような質問をどのように行っていくかは裁判官の裁量に委ねられています。付添人から質問を始めることはほとんどありません。裁判官から質問を始め，補充的に付添人から質問があれば行っていくことが一般的です。

イ　付添人意見の陳述

定まったやり方があるわけではありませんが，裁判官から，「意見書のとおりですか」と聞かれることが多く，全文を朗読していただくことはほとんどありません。少年の立ち直りに必要と思われる部分だけを朗読することもあります。事件の性質や少年の特性等によって，様々なやり方がとられています。

ウ　非行事実が争われる事件の審理について

犯罪事実の全部又は一部を否認するケースでは，証人尋問等の証拠調べを行うことがあります。この場合，争点を明確にして，なるべく早く裁判所に連絡をしてください。

観護措置のとられている事件については，特別更新（少年法17条3項ただし書，4項本文）をするかどうかをも含めて，早期に審理計画を立てて手続を進める必要があります。特に特別更新ができない触法少年の事件やぐ犯少年の事件で事実を争う場合，社会調査も含め，全ての手続を4週間以内に終えなくてはならないため，

連日証人尋問を行わなければならない可能性もあります。そのため，早めの情報提供に協力してください。

エ　被害者等による審判傍聴制度について

被害者等が審判傍聴を希望した場合，裁判所は必ず弁護士である付添人の意見を求めます（少年法22条の5）。

少年の心身の状態等から，付添人として傍聴を認めるべきでないと判断されるときは，具体的な理由を明らかにして速やかに申し出てください。

## 8　審判後

### (1) 保護観察決定の場合

保護観察決定の言渡しがあると，観護措置中であった少年は釈放されますが，東京家裁では，少年は，所持品の還付手続のために少年鑑別所の職員とともに東京家裁地下2階の少年鑑別所分室にいったん戻ります。その後，保護者に迎えに行ってもらって，保護者とともに東京家裁2階にある保護観察所分室に行ってもらい，そこで保護観察の一般的な説明や特別遵守事項に関する説明を受け，担当の保護観察官との面接日時の調整が行われます。

東京家裁では，以上の手続がいずれも裁判所構内で行われることに注意してください。

### (2) 試験観察処分の場合

試験観察の場合，観護措置は取り消されますが，「家庭裁判所調査官○○の観察に付する」との主文にあるとおり，調査官の観察下に入ることから，調査官が地下2階の少年鑑別所分室に少年を引受けに行きます。その後で，付添人と保護者を交えて，試験観察における遵守事項の確認や調査官面接の日程調整を行います。

補導委託の場合は，調査官による引受けの後，委託先へ調査官と少年で向かいます。その際は，付添人や保護者に協力をお願いする場合もあります。

### (3) 少年院送致の場合

少年院送致の決定が言い渡され，決定の執行指揮がされると，観護措置に引き続き少年院送致決定の執行が始まります。少年の身体拘束が続きますので，少年鑑別所分室での面会を希望されるときは，書記官に申し出てください。

少年院送致決定後1週間から10日程で，保護者には少年の送致を受けた少年院から最寄り駅や面会時間，行事等が記載された通知書が送付される模様です。

### (4) 検察官送致の場合

検察官送致決定により観護措置は勾留とみなされますが，多くの場合，検察官から裁判所に対して，事前に収容場所を拘置所等の刑事施設又は留置施設に変更することの同意請求を行うことが一般的です。これに対して裁判官が同意すると，少年の身柄は直接その刑事施設等に収容されることになります。

この同意の判断は，検察官送致決定後直ちに行われますので，付添人が裁判所に対して移監に同意しないよう求める場合には，審判前に意見書を提出するなどして，裁判官と事前に協議をすることをお勧めします。

**(5) 決定書謄本の交付について**

少年事件の決定書謄本の交付については，交付申請があったときに裁判官が許否を判断します。決定書には，少年のプライバシーに深く関わる事項が記載されていることもあり，必要以上にそれらを明らかにすることが少年の保護に欠ける結果となる可能性もあることから，申請書には，抗告申立ての準備なのか，法テラスや弁護士会へ事件終了の報告をするためなのかなど，必要とする理由を明確に記載してください。

特に，事件終局後，数箇月以上たってから，付添人をされていた弁護士から事件終了報告用の謄本交付申請がされる場合が散見されるので，早めに申請されるようお願いします。

なお，手数料徴収については規定がなく，申請費用はかかりません。

**(6) 抗告申立て**

東京高裁宛の抗告申立書を事件係に提出してください（少年審判規則43条1項）。

なお，2週間の抗告申立期間内（少年法32条）に抗告の趣旨を明確に記載した抗告申立書を提出しなくてはならず，また，抗告申立期間経過後の抗告理由の追完は認められていないことに御注意ください。抗告申立書の抗告理由を「追って提出する。」と記載することもできますが，理由書面の追完は，必ず抗告申立期間内に行ってください。

## 9　検察官関与事件についての留意事項

検察官の関与の判断においては，検察官の意見を聴取することはありますが，付添人の意見を聞くことはありません。

また，この決定に対しては，少年及び付添人は異議を申し立てることができないため，審判期日の調整において検察官関与となったことをお知らせすることはありますが，決定をした時点で付添人に通知するということはありません。

## 10　被害者等の記録閲覧謄写請求

被害者等による少年事件記録の閲覧謄写請求は，裁判所が閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き，許可されます（少年法5条の2）。

なお，この申出及び閲覧謄写は，弁護士であれば代理人として行うことができます。

手数料として，1件について150円を収入印紙で納める必要があります。

## 11　最後に

書記官及び調査官との連絡は，できる限り綿密に行うようにしてください。

また，付添人は，少年に対するより良い処遇を裁判官と一緒に考えていく立場にあります。そのため，裁判官との面接は積極的に行ってください。裁判官面接に関しては，「どうせ面接を申し出ても会ってもらえないのではないか。」などと消極的にならないようにお願いします。もっと敷居の低いものと考えていただいてよいと思います。